

日本語教育能力の判定に関する意見の整理と主な論点（案）

【検討の経緯】

平成24年5月28日に文化審議会国語分科会日本語教育小委員会に設置された「課題整理に関するワーキンググループ」が、日本語教育の関係者等からのヒアリング等を踏まえ、平成25年2月18日に「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（以下、平成25年報告という。）を取りまとめた。ここで整理された11の論点のうち、「論点5. 日本語教育の資格について」「論点6. 日本語教育人材の養成・研修について」を踏まえ、第16期日本語教育小委員会において検討を開始した。

検討の中で「論点6. 日本語教育人材の養成・研修について」の審議を先に進めることとなり、平成30年3月2日「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）」を取りまとめた。今期は、「論点6. 日本語教育人材の養成・研修について」に関して、検討が残された活動分野である就労者、難民等、海外の日本語教育人材の研修の在り方について引き続き審議を行い、取りまとめに向けて一定のめどが立ったことから、「論点5. 日本語教育の資格について」の審議を再開することとした。

日本語教育人材の資格に関する主な意見（国語分科会への中間報告）

○現在、日本語教育人材に関する資格はないが、国内外での日本語教員採用要件や法務省告示日本語教育機関における教員の要件となっている民間の「日本語教育能力検定試験」などがある。日本語教育人材が多様化する中において、日本語教育の質の維持・向上を図る上で、現在の試験等の在り方で十分か。（平成25年報告より）

- 様々な場面や役割で日本語教育人材が、知識や能力を習得・向上させるためのインセンティブとなるような資格の在り方について検討
- 外国人児童生徒等に対する日本語指導を行う人材の養成・研修の内容等の成果物が、教育委員会や学校等に認知され活用されることで、適切な人材が配置されるような仕組み作りが必要
- 実践力のある日本語指導者が資格や修了証を得ることにより、安定的に活躍できるような枠組み作りが必要
- 日本語教育コーディネーターや日本語指導者など、責任を負う立場にある者については、しっかりした資格試験などが必要と思われるが、日本語指導補助者などは資格が必要か否か慎重な検討が必要
- 日本語指導補助者については、資格まではいかないまでも、必要となる研修を受けるような設計も可能

（平成29年2月27日 国語分科会 配布資料

資料3-2「日本語教育人材の養成・研修と資格の在り方に関する主な論点の整理」より）

日本語教育能力の判定に関する主な論点（案）

論点 1. 日本語教育人材の日本語教育能力の判定の必要性について

- 国内の日本語教育を行う機関のみならず海外の教育機関及び国内外の外国人材を雇用する企業等から、専門性を有する日本語教師に対する需要が増している。日本語教育分野以外の業界からの需要に対し、一定の日本語教育能力を証明する方策として日本語教育人材の日本語教育能力の判定は必要ではないか。

など

論点 2. 日本語教育能力の判定が必要となる日本語教育人材の分野等について

- 法務省告示の日本語教育機関の日本語教員については、日本語教育機関の教育の質の向上の観点から、日本語教育能力の判定が必要ではないか。
- 日本語教師個人の日本語教育能力の判定という観点に加え、日本語教育を行う機関の教育の質を確保する観点から、日本語教育機関において、専門性を有する日本語教師を適切に配置しているかが問われるようにする必要があるのではないか。

など

論点 3. 法務省告示日本語教育機関の教員の要件について

- 現在、日本語教師の資格はないが、法務省告示の日本語教育機関の日本語教員の要件は定められており、法務省告示の日本語教育機関ではない国内外の多様な機関においても日本語教師の採用条件として同要件が広く用いられていることから、この要件についても併せて検討する必要があるのではないか。
- 現在、法務省告示日本語教育機関の日本語教員は、その教員要件を満たして採用されれば、その後、その日本語教員の資質・能力が確認される機会はない。法務省告示日本語教育機関の日本語教員の要件の確認に加えて、定期的な研修受講等による日本語教員の資質・能力の向上を図る仕組みについても検討する必要があるのではないか。

など

論点 4. 日本語教育能力の判定の方法について

- 日本語教育能力の判定の方法としては、一定の教育を受け、基本的な知識・能力を有することを試験などで客観的に担保することが必要ではないか。

など

日本語教育の資格に関する閣議決定等

○規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）〈抜粋〉

II 分野別実施事項

5. 保育・雇用

(2) 日本で学ぶ留学生の就職率向上

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	就労のための日本語能力の強化	a 日本語教師の養成・研修の仕組みを改善させ、 <u>日本語教師のスキルを証明するための資格について整備する。</u>	a:平成30年度検討、平成31年度結論、結論を得次第速やかに措置	a:文部科学省

○未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）〈抜粋〉

II. 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

2. AI時代に対応した人材育成と最適活用

2-3. 外国人材の活躍推進

(3) 新たに講ずべき具体的施策

iii) 外国人の受入れ環境の整備

① 生活環境の改善

イ) 日本語教育全体の質の向上

- ・日本語教師の質の向上を通じ日本語教育水準を高めるべく、日本語教師養成・研修機関が実施すべきプログラムを開発し、その普及を促すとともに、日本語教師のスキルを証明するための資格創設について検討する。

○外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（検討の方向性）

（平成30年7月24日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）〈抜粋〉

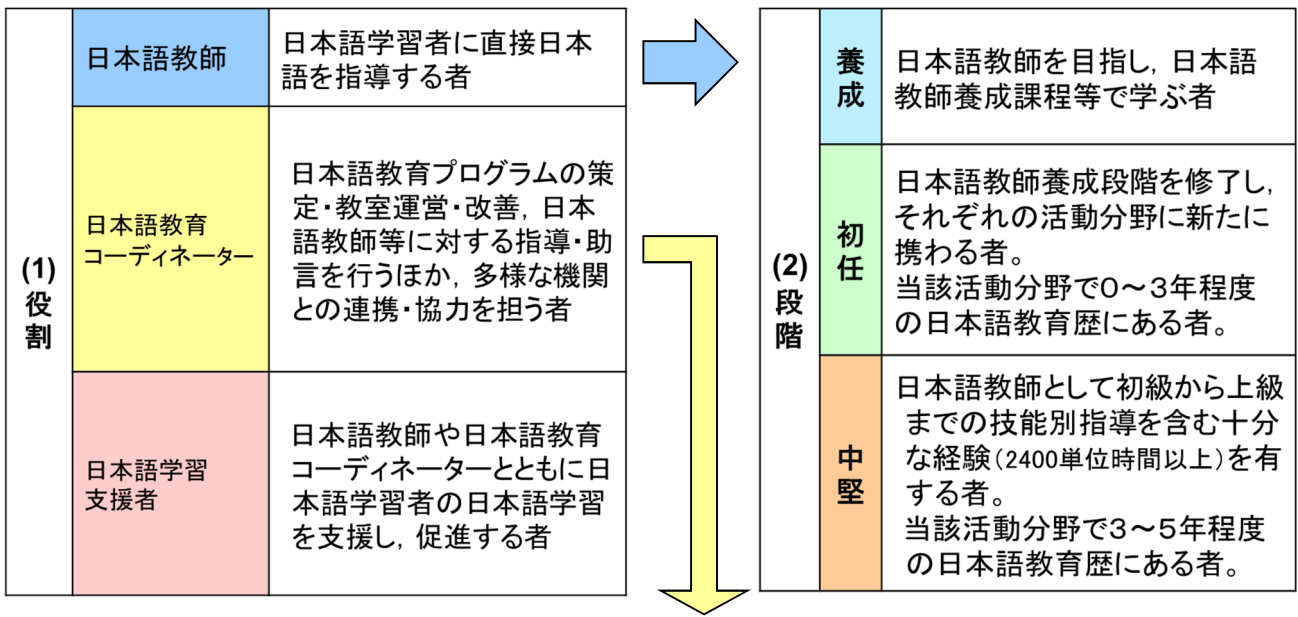
3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実、日本語教育機関の適正な管理及び質の向上

- 国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、日本語教育を担う人材の養成・研修プログラムの改善・充実を図るとともに、日本語教師のスキルを証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体の質の向上を図る。

○ 日本語教育人材の整理及び養成・研修のイメージ

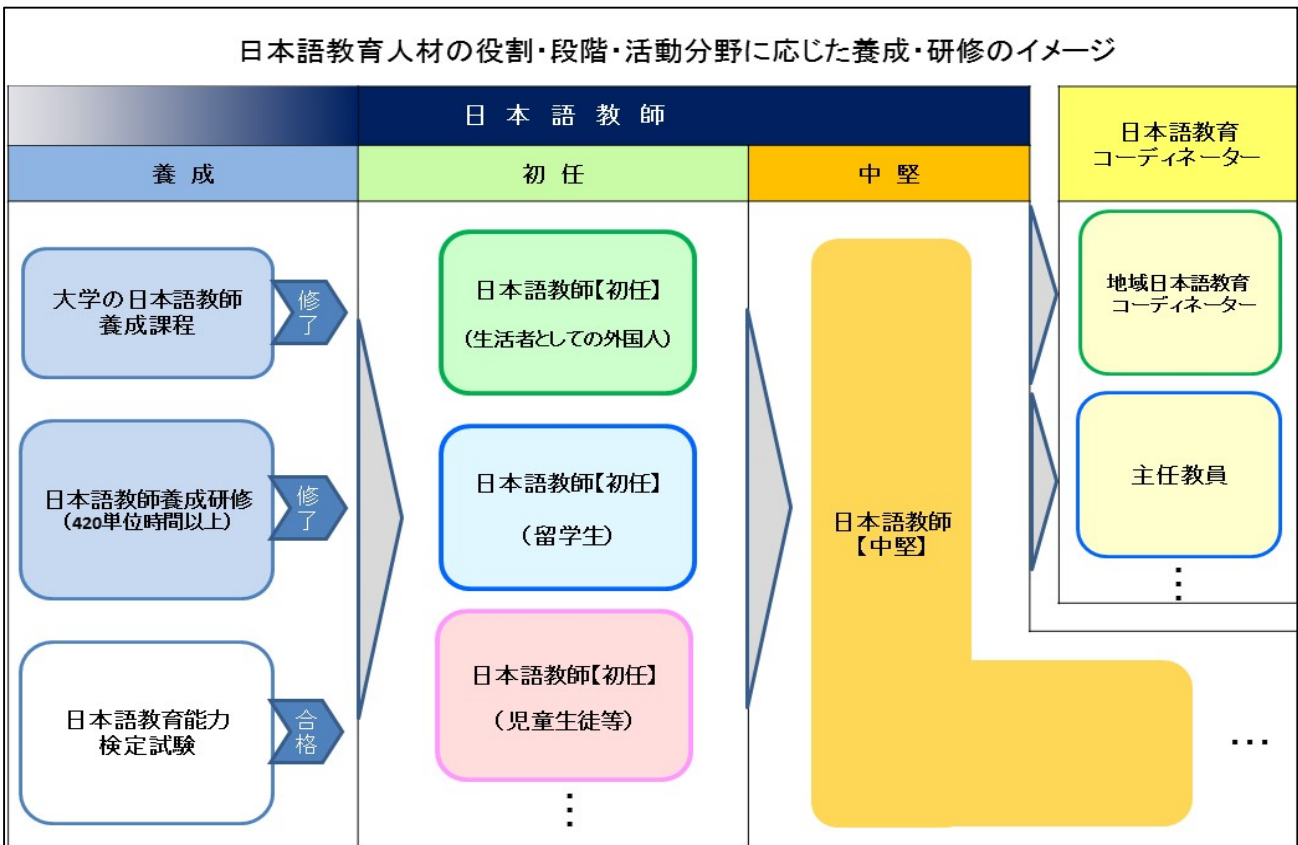


地域日本語教育コーディネーター	関係機関との連携の下、「生活者としての外国人」に対する教育プログラムの編成・実施に携わる者
主任教員	在留資格「留学」が取得できる法務省が告示した日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う者

(3) 活動分野 ※本報告では●の3つの活動分野を提示。○は平成30年度審議予定。

<国内>	●「生活者としての外国人」	●留学生	●日本語指導が必要な児童生徒等
	○就労を希望する在留外国人	○難民等	
<海外>	○海外における日本語教育		

※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示



○ 日本語教育機関の告示基準（法務省 平成30年7月30日改正）

外国人留学生を受け入れることができる法務省が告示する日本語教育機関については、「日本語教育機関の告示基準」の第1条第1項第13号に教員の要件が定められている。

十三 全ての教員が、次のいずれかに該当する者であること。

- イ 大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ロ 大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を26単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し又は当該大学院の課程を修了した者
- ハ 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
- ニ 学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修であって適当と認められるものを420単位時間以上受講し、これを修了した者
- ホ その他イからニまでに掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

現行の日本語教育機関の告示基準における教員要件

